

吸收信託分割公告

2026年1月30日

債権者各位

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
信託受託者 株式会社りそな銀行
代表取締役 岩永 省一

株式会社りそな銀行（信託受託者）は、下記のとおり、下記一の信託につき2026年3月9日をもって吸收信託分割により、信託乙（承継信託）は信託甲（分割信託）の信託財産に含まれる不動産の一部を承継し、信託甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この吸收信託分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

記

一、信託の吸收信託をする各信託を特定するために必要な事項

（信託甲 分割信託）

委託者兼受益者 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

株式会社エスコン

受託者 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行

信託の年月日 2005年3月10日

信託契約の名称 阪急電鉄株式会社と株式会社りそな銀行の間の2005年3月10日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更等を含む。）

（信託乙 承継信託）

委託者兼受益者 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

株式会社エスコン

受託者 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行

信託の年月日 2006年1月31日

信託契約の名称 阪急電鉄株式会社と株式会社りそな銀行の間の2005年10月11日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更等を含む。）

二、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第二号に掲げる事項

財産状況開示資料等については、下記連絡先にご照会願います。

三、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第三号に掲げる事項
該当ございません。

四、吸収信託分割の効力発生後の信託甲及び信託乙の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。詳細については、下記連絡先にご照会下さい。

五、連絡先

東京都江東区木場一丁目 5 番 25 号
株式会社りそな銀行
不動産営業部東京不動産サービス部
電話番号 03-6704-1470